明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令（法務・厚生労働一）　一
〔告　示〕
○監理団体及び団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示、団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の取扱い等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する告示（法務・厚生労働一）　三
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働五）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　六
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分・裁決、公立学校共済組合役員の退職及び就職関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人、水産業協同組合法第六十八条の二第一項の届出、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一五
会社その他
会社決算公告　一五

省令

○法務省厚生労働省令第一号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第八条第二項第六号及び第九条第二号（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月八日

法務大臣　上川　陽子
厚生労働大臣　田村　憲久